

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### スポンサー付 FFI 未登録のスポンサー事業体について

2022 年 10 月 20 日

2022 年 10 月 11 日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、スポンサー事業体として Foreign Account Tax Compliance Act（以下「FATCA」）登録システムに登録していながらも、スポンサー付 FFI（Foreign Financial Institution）又はスポンサー付直接報告 NFFE（Non-Financial Foreign Entity）（総じて「スポンサー付事業体」）に登録していないスポンサー事業体の特定を実施し、該当するスポンサー事業体に対して、FATCA 契約の解除を要求する予定であることを公表した。本ニュースレターでは、該当するスポンサー事業体向けに、公表された概要を簡単に記す。

#### 概要

スポンサー事業体とは、1 つ以上のスポンサー付 FFI の本人確認、源泉徴収、及び報告義務、若しくは、1 つ以上のスポンサー付直接報告 NFFE の本人確認及び報告義務を実行する事業体を指す。スポンサー事業体の FFI 登録承認後、該当する場合には、スポンサー付 FFI 及び／又はスポンサー付直接報告 NFFE を、FATCA 登録システムに登録しなければならない。

今般、IRS は、スポンサー付 FFI やスポンサー付直接報告 NFFE を登録していないスポンサー事業体を特定したとのことで、対象となるスポンサー事業体の FATCA 登録システムのメッセージボードにメッセージを表示して連絡を図り、更には、スポンサー付 FFI 及び／又はスポンサー付直接報告 NFFE のスポンサー事業体であるための要件（スポンサー付 FFI 及び／又はスポンサー付直接報告 NFFE の登録を含む）を満たさない場合、スポンサー事業体に対して FATCA 契約の解除を要求する予定である。

事業体がスポンサー付 FFI 又はスポンサー付直接報告 NFFE を有する場合、FATCA 登録システムにてスポンサー付事業体の登録を行うことが可能であるが、IRS からの通知送付後 60 日以内に一切の対策が取られない場合には、公表されている FFI リストから抹消され、米国源泉所得の受取がある場合には 30%の源泉徴収の対象となる可能性がある。

#### おわりに

スポンサー事業体として登録している日本の金融機関においては、当該特定の対象となるケースは多くはないと推察するが、スポンサー事業体として登録されている場合には、改めて、今般言及されているスポンサー付 FFI 及び／又はスポンサー付直接報告 NFFE の登録状況の適切性について確認されたい。また、FFI リストからの登録抹消後は米国源泉所得に 30%の源泉徴収の対象になると共に、取引に制限が課される可能性が生じるため、IRS からのメッセージには注意を払い、万が一 IRS より本件に関する通知を受領した際には、速やかに内容を確認いただき、タイムリーな対策を講じていただきたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsumt.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsumt.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsumt.co.jp">naoko.akiba@tohmatsumt.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatsumt.co.jp">junko1.enomoto@tohmatsumt.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohmatsumt.co.jp">mihoko.watanabe@tohmatsumt.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatsumt.co.jp">kenichi.takashima@tohmatsumt.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatsumt.co.jp">tax.cs@tohmatsumt.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービス を提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

